

第3回 指宿枕崎線（指宿・枕崎間）
の将来のあり方に関する検討会議

検討会議資料等

第3回指宿枕崎線（指宿・枕崎間）
の将来のあり方に関する検討会議

会 次 第

日時：令和7年5月13日（火）15:00～

場所：鹿児島県社会福祉センター

7階 大会議室

1 開 会

2 挨 拶

指宿枕崎線（指宿・枕崎間）の将来のあり方に関する検討会議
会長（鹿児島県参事兼交通政策課長）

3 報 告

指宿枕崎線（指宿・枕崎間）の将来のあり方に関する検討会議
規約の改正について

4 議 事

第1号：指宿枕崎線（指宿・枕崎間）検討調査事業について

5 意見交換

6 そ の 他

7 閉 会

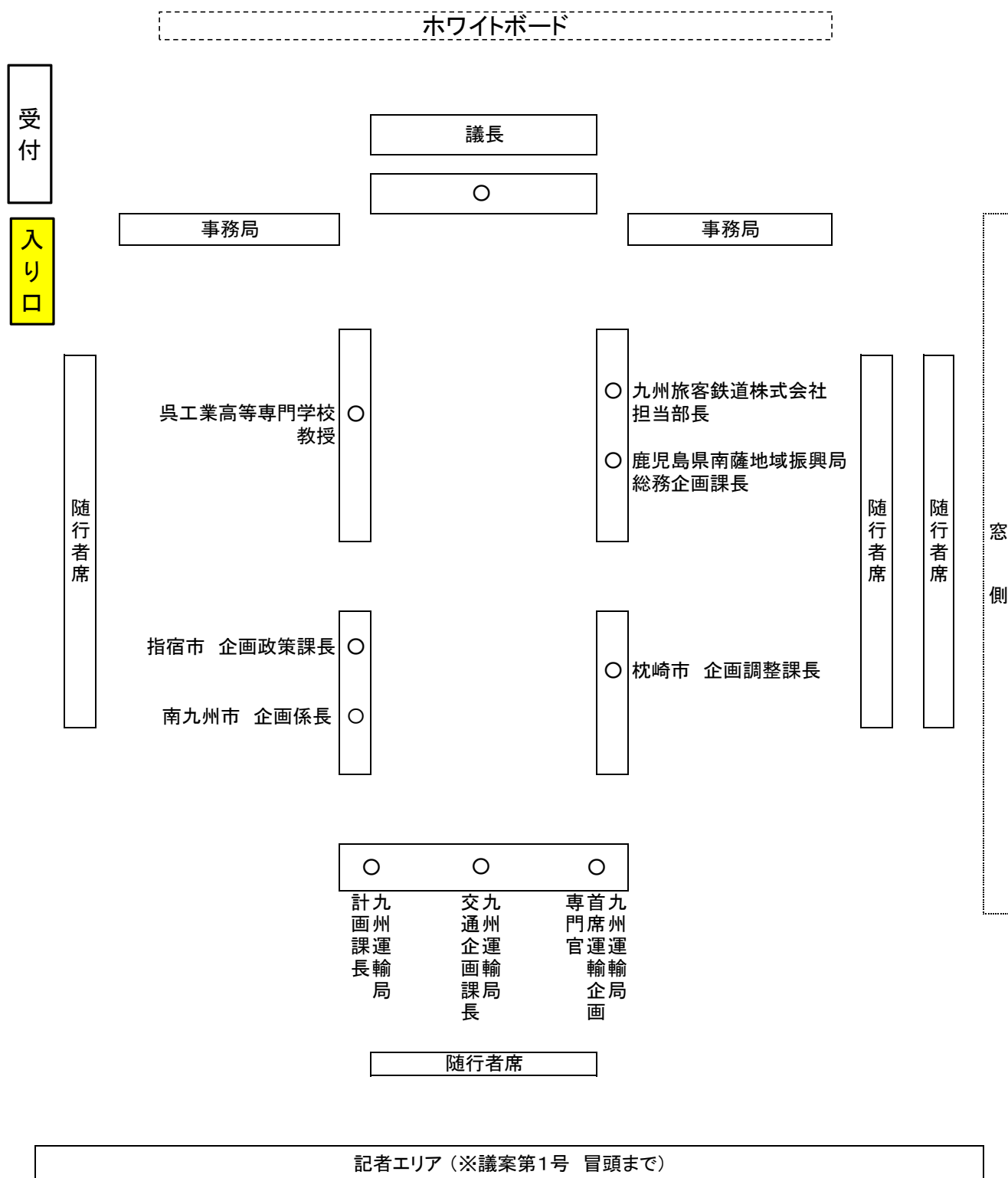
第3回 指宿枕崎線（指宿・枕崎間）の将来のあり方に関する検討会議 出席者名簿

	団体名	職名	氏名	備考
1	鹿児島県総合政策部交通政策課	参事兼 交通政策課長	鈴木 圭 祐	
2	鹿児島県南薩地域振興局 総務企画部総務企画課	総務企画課長	上 脇 紀 明	
3	指宿市総務部企画政策課	企画政策課長	東 忠 孝	
4	南九州市企画課	企画課長	葛 迫 亮	
5	枕崎市企画調整課	企画調整課長	箆 原 正 二	
6	九州旅客鉄道株式会社 総合企画本部地域戦略部	担当部長	堀 江 秀 理	
7	呉工業高等専門学校 環境都市工学分野	教 授	神 田 佑 亮	

オブザーバー

1	国土交通省九州運輸局 交通政策部交通企画課	交通企画課長	鈴木 貴 大	
2	国土交通省九州運輸局 鉄道部計画課	計画課長	井 料 達 己	
3	国土交通省九州運輸局 鹿児島運輸支局	首席運輸企画専門官 （企画調整担当）	谷 口 誠 一	

第3回指宿枕崎線(指宿・枕崎間)の将来のあり方に関する検討会議 配席図



指宿枕崎線（指宿・枕崎間）の将来のあり方に関する検討会議規約（案）

（目的）

第1条 指宿枕崎線（指宿・枕崎間）の将来のあり方に関する検討会議（以下「検討会議」という。）は、「交通政策基本法」（平成25年法律第92号）及び「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号）の趣旨を踏まえ、沿線地域における現状や課題を共有し、指宿枕崎線の将来のあり方について検討を行うことを目的として設置する。

（対象区間）

第2条 検討会議は、指宿枕崎線指宿駅から枕崎駅までの区間を対象として議論する。

（事務局）

第3条 検討会議の業務を処理するため、検討会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、鹿児島県総合政策部交通政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（事業）

第4条 検討会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- （1）指宿枕崎線の将来のあり方の検討に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、検討会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（委員）

第5条 検討会議の委員は、別表1に掲げる者又はその指名する者とする。

（会長及び副会長）

第6条 検討会議には会長1名、副会長若干名を置く。

- 2 会長は、鹿児島県総合政策部交通政策課長をもって充てる。
- 3 会長は、検討会議を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐して検討会議の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（会議）

第7条 検討会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、自ら会議に出席できない場合は、あらかじめ届け出た代理の者を出席させることができる。この場合において、代理者をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

- 5 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（書面による決議）

第8条 検討会議は、会長が認め、次に掲げる事由に該当する場合は、書面による決議を行うことができる。

- （1）至急の決議が必要で、検討会議を開催するいとまがない場合。
- （2）事前に検討会議において書面による決議の了承を受けている場合。
- （3）その他、特別な事情があると認められる場合。

2 会長は、書面による決議を行った場合は、次の検討会議において、その内容を報告しなければならない。

（協議結果の尊重義務）

第9条 検討会議で協議が整った事項については、検討会議の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

（議事及び協議資料）

第10条 検討会議の議事については、速やかに議事の概要を作成し、鹿児島県ホームページで公開するものとする。

- 2 会議資料は、原則として公開する。ただし、非公開とすることが適当であると認める場合は、その一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 会議資料は、鹿児島県ホームページで公開するものとする。

（経費の負担）

第11条 検討会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 負担金は、鹿児島県、沿線自治体、九州旅客鉄道株式会社において応分の負担をすることとする。

（監査）

第12条 検討会議に監査委員を1人置く。

- 2 監査委員は、委員のうちから選任する。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第13条 検討会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（その他）

第14条 この規約に定めるもののほか、検討会議の運営上必要な細則は、会長が別に定め

る。

附 則

この規約は、令和6年8月9日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年5月13日から施行する。

指宿枕崎線（指宿・枕崎間）の将来のあり方に関する検討会議 委員名簿

別表 1 指宿枕崎線（指宿・枕崎間）の将来のあり方に関する検討会議委員又はその指名する者

	団体名	職名	氏名	備考
1	鹿児島県総合政策部交通政策課	<u>参 事 兼</u> 交通政策課長	鈴木 圭祐	県：会長
2	鹿児島県南薩地域振興局 総務企画部総務企画課	総務企画課長	<u>上 脇 紀 明</u>	県：副会長
3	指宿市総務部企画政策課	企画政策課長	東 忠 孝	沿線市
4	南九州市企画課	企 画 課 長	<u>葛 迫 亮</u>	沿線市：監査委員
5	枕崎市企画調整課	企画調整課長	<u>簗 原 正 二</u>	沿線市
6	九州旅客鉄道株式会社 総合企画本部地域戦略部	担 当 部 長	堀 江 秀 理	鉄道事業者
7	呉工業高等専門学校 環境都市工学分野	教 授	神 田 佑 亮	学識経験者

オブザーバー

1	国土交通省九州運輸局 交通政策部交通企画課	交通企画課長	鈴木 貴大	国
2	国土交通省九州運輸局 鉄道部計画課	計 画 課 長	井 料 達 己	国
3	国土交通省九州運輸局 鹿児島運輸支局	首席運輸企画専門官 （企画調整担当）	谷 口 誠 一	国

JR指宿枕崎線（指宿・枕崎間）検討調査業務委託の実施について

- 令和7年2月10日に開催した第2回検討会議にて、以下の事項を令和7年度の中心的な取組とすることを関係者（県、沿線市（指宿市、南九州市、枕崎市）、九州旅客鉄道(株)、有識者）間で整理。
 - ① ワークショップ等にて地域との関わりを継続
 - ② 経済的価値の見える化を調査
 - ③ 地域として稼いでいくために必要な実証事業の実施
 - ④ 担い手、伴走者の創出の検討等
- ①～④の取組を実施していく上で、既存データの活用や地域の意見を踏まえた指宿枕崎線の課題の整理など、関係者間で今後整理・検討が必要。
- 一方で、経済的価値の見える化（社会・経済的価値の可視化・定量化）にあたっては、関係者間での議論は一定の限界があると考えられ、専門的な知見を持つコンサルタント事業者への調査委託が必要。

以上を踏まえ、

検討調査業務委託の実施について（事務局案）

- 事業者には調査内容の手法等を提案させ、審査を行った上で、最も適した提案をした事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」について、検討を行う。
- 社会・経済的価値の可視化・定量化を行うため、「JR指宿枕崎線（指宿・枕崎間）検討調査業務委託仕様書（案）」等の内容について、関係者間で議論し、検討を行う。